

令和4年度 茨城県介護支援専門員 専門研修Ⅱ・(実務経験者) 更新研修Ⅱ 実施について

〈研修期間〉

令和4年8月9日（火）～12月2日（金）
(動画配信予定日)

〈受付期限〉 令和4年7月12日（火）必着

- *簡易書留またはレターパックにて郵送されたもののみ受付。
- *当日必着。受付期間外のものについては一切受け付け致しません。

※証の更新に必要な更新研修を修了し更新手続きをしない場合は、証が失効するため、
介護支援専門員として就業することはできなくなります。

※各自が自己責任において茨城県福祉部長寿福祉課と実施機関のホームページ等をこ
まめに確認し、計画的に必要な研修を受講してください。

～新型コロナウイルス感染症の対応について～

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ZOOMミーティングを使用したオンライン
研修を軸に実施します。どうしてもオンラインでの受講が出来ない方向けに少人数行う
班もありますが、状況によっては中断することもありますのでご了承ください。

なお、国でも「介護支援専門員研修等オンライン化事業」を進めていることから、次
年度以降もオンラインでの研修になる可能性がありますのでご承知おきください。

〈問い合わせ〉 9時～17時（土・日・祝日を除く）

一般社団法人 茨城県介護支援専門員協会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階

電話 029-243-6261

FAX 029-243-6264

メール ibarakicare1@carrot.ocn.ne.jp

令和4年度茨城県介護支援専門員 専門研修Ⅱ・(実務経験者)更新研修Ⅱ 実施要項

1. 研修の目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

一般社団法人 茨城県介護支援専門員協会(茨城県知事指定研修実施機関)

3. 受講対象者

次の研修の要件に該当し、かつ受講するコースの全日程を受講できる茨城県に登録している者

(1) 専門研修課程Ⅱ

現に介護支援専門員として実務に就いており、申し込み時点で実務経験が概ね3年以上である者で次のいずれかの者

- ①実務研修修了後実務に就き5年を経過していない者で専門Ⅰ（更新56時間）を修了している者
- ②実務経験者向けの更新が2回目以上で前回の研修（専門Ⅱ・更新研修32時間）から概ね3年以上経過している者
- ③前回再研修又は実務未経験者向け更新研修で更新しその後専門Ⅰ（更新56時間）を修了している者

※実務経験年数は、介護支援専門員として就労した通算の期間になります。更新日から起算した実務経験期間ではありません。

※国の要綱において、「一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい」とされているため、前回受講から5年程度の期間をあけることが望ましい。

(2) (実務経験者) 更新研修Ⅱ（有効期間が概ね令和5年12月末までに満了する者）

有効期間満了日を概ね1年以内に迎える者で、現在の介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事していた者または現在従事している者。

※有効期間が令和5年12月末までの方は今回の研修を受講してください。

合わせて8ページの研修受講フローチャートにて、確認してください。

※「介護支援専門員としての実務」とは、次の事業所等において、介護支援専門員として介護サービス計画の作成を行うことを指します。(施設の短期入所生活(療養)介護計画書は介護支援専門員の実務としては認めません)

- | | |
|---|--|
| ア | 居宅介護支援事業者（介護サービス計画を作成しない管理者含む） |
| イ | 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 |
| ウ | 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 |
| エ | 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院） |
| オ | 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 |
| カ | 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 |
| キ | 介護予防支援事業者 |
| ク | 地域包括支援センター（介護サービス計画を作成しない主任介護支援専門員含む）
(予防サービス計画のみでも、給付・管理している者も対象) |

- 実務経験の有無は、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日までの 5 年間に介護支援専門員としての実務があるかで判断します（原則、1 日でも介護支援専門員として従事した場合には、実務経験となります）。
- ただし、研修で使用する事例が提出できない等の理由がある場合、未経験者向け更新研修で更新となる場合がありますので、茨城県介護支援専門員協会までご相談ください（事前に相談がない場合、更新ができないことがあります）。
- 研修対象とならない者が当該研修を受講したことが判明した場合、研修の中止または修了証明書が無効になることがあります。

●当面業務に就く予定のない方について

介護支援専門員の業務に就く予定のない方については、更新研修に申し込む必要はありません。
更新研修を受講しない場合、専門員証の更新ができず、有効期間経過後は介護支援専門員として業務に就くことができなくなりますが、茨城県介護支援専門員名簿の登録は残っています。介護支援専門員として再度就業するには、再研修を受講修了し、新たに専門員証の交付申請を行い、専門員証の交付を受けた後、業務に従事することができます。

4. 研修内容

10 ページ参照　更新研修Ⅱの内容・日程は専門研修Ⅱと同内容です。

5. 研修日程・実施場所

研修日程については 9 ページ参照。

1 日目は Web 学習（講義 4 時間）、2 日目以降はオンライン（YouTube での講義視聴 + ZOOM ミーティング）でのグループ演習です。日程を第 3 希望まで記載して下さい。記載の無い場合は、こちらで決めた日程での受講になります。

参考班（13 班）は茨城県総合福祉会館（茨城県水戸市千波町 1918）で行います。

6. 定員

最大 600 名

7. 受講料

1. 受講料 28,500 円（内訳：研修受講料 19,000 円、資料・テキスト代 9,500 円）

（1）払い込み方法は、受講決定通知（7 月中旬発送予定）にてお知らせいたします。

また、請求書・領収書の発行は一切行いません。入金の際に発行される「請求書兼受領書」を大切に保管してください。

なお、払い込んだ受講料は、原則理由を問わず返還できませんのでご留意ください。但し、重複して振り込んでしまった場合は、返還いたします。

返還手続きには「請求書兼受領書」等の『振込金受取書』の提出が必要になります。

万一紛失してしまった場合には返還できないことがありますのでご注意ください。

（3）受講料の納入は 7 月 29 日までにお願いいたします。期限を過ぎてからのご入金は認められませんのでご注意ください。

8. 受講申込み方法

（1）受付期間 令和 4 年 6 月 14 日（火）～7 月 12 日（火）必着

*受付期間以外の受付はいたしません。

（2）提出書類 下記の 3 点を提出してください。

1. 受講申込書

2. 介護支援専門員証の写し（A4 用紙。証は拡大しないでください）

3. 研修修了証明書の写し

・直近に受けた法定研修の修了書（専門Ⅰ・更新研修 56 時間・専門Ⅱ・更新研修 32 時間・再研修・更新研修（実務未経験者）のうちのいずれか）

(3) 申し込み先

〒310-0851 茨城県水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 3 階
一般社団法人 茨城県介護支援専門員協会 事務局

受付期間内に必ず簡易書留またはレターパックでお申し込みください（それ以外の方法では受付いたしません）。

封筒に赤字で【専門研修Ⅱ・更新研修Ⅱ申込書在中】と記載してください。

(4) 受講者決定

- ① 受講班は実務経験年数や介護支援専門員証の有効期間満了日、第 2・3 希望班などを考慮のうえ調整いたしますのでご了承ください。
- ② 受講の可否については、7 月中旬頃に決定通知を実施主体より発送します。
7 月 22 日を過ぎても通知が届かない場合は、当協会までご連絡ください。

9. 登録の移転及び受講地の変更について

介護支援専門員の研修制度の見直しにより、登録している都道府県で受講することになりますが、研修カリキュラムのうち演習については、各都道府県独自の内容となることから、勤務する事業所が所在する都道府県の研修を受講することが望ましい場合があります。

茨城県登録の方で茨城県外の事業所に勤務している場合は、当該都道府県に登録の移転を申請することができます（介護保険法第 69 条の 2）。

また、やむ得ない理由のある方については、登録している都道府県に受講地変更の手続きをすることにより、他の都道府県で研修を受講できる場合があります。

登録地の移転又は受講地の変更をご希望の方は、茨城県福祉部長寿福祉課のホームページをご覧のうえ、茨城県にご相談ください。

10. 決定通知後の班変更

決定通知後の班の変更は、班編成の都合上、変更できませんのでご注意ください。

ただし、ご自身の病気や 3 親等以内の葬儀などやむを得ない事情の場合のみ、考慮いたします。

11. 研修テキスト

テキストは『3 計介護支援専門員研修テキスト 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（一般社団法人日本介護支援専門員協会）』を使用します。

12. 研修方法について

第 1 日目は講義を YouTube で視聴する Web 学習です。インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン等が必要ですのでご準備をお願いいたします。通信料は受講者負担となりますのでご了承ください。

第 2 日目以降は基本的にオンラインで実施します。受講環境（安定したインターネット回線、ヘッドセットまたは個室の確保等）を整えたうえで受講してください。スマートフォンでの受講はできません。

なお、受講決定後に Zoom ミーティングの接続テストも実施しますので、初めて Zoom を使用する方などは接続テストには必ずご参加ください。

また、受講当日に受講環境が不安定で回線が切断される等により、受講ができない場合には、欠席扱いとしますので、バックアップのご準備をお願いいたします。

どうしてもオンライン受講が出来る環境が無い場合は 13 班での受講となります。13 班受講の方であっても事前の講義動画（YouTube 配信）のご視聴とホームワークは行っていただきます。

13. 事例の提出について

(1) 提出する事例について

- ・各受講者が持ち寄った事例を使用し、下記の7つの事例テーマでケアマネジメントの演習を行いますので、受講希望の方は事例の準備をお願いいたします。
- ・施設に勤務されている方は、施設プランを提出してください。
- ・指定された期日までに7つのテーマから1つ事例を提出いただきます。テーマは事務局で決定させていただきますので、申込書に希望するテーマの英字を記載してください。(下記参照)
- ・提出書類に関する詳細は、受講決定通知および茨城県介護支援専門員協会ホームページでお知らせします。

<事例テーマ>

A	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
B	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
C	認知症に関する事例
D	入退院時などにおける医療との連携に関する事例状態に応じた多様なサービス
E	家族への支援の視点が必要な事例
F	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
G	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービスや施設サービスなど）の活用に関する事例

(2) 演習提出事例書類の様式

- ・茨城県介護支援専門員協会ホームページ「令和4年度茨城県介護支援専門員専門研修Ⅱ・（実務経験者）更新研修Ⅱについて」に所定の様式を掲載します（7月中旬予定）。様式はダウンロードし、パソコン入力で作成してください。
- ・介護予防プランのみ作成されている方は、ご自身の担当しているケースを要介護状態とみなし、居宅介護サービスとして作り直したものを提出していただきます。

14. 研修修了について

今回指定した研修全日程を修了した方には茨城県介護支援専門員協会会長より修了証明書が発行されます。（研修事業後、修了者名簿を茨城県に提出いたします）

ただし、修了証明書の交付には、全講義の受講が必要になりますので、遅刻、早退、欠席等（回線落ち込む）がありますと、修了証明書は交付出来ません。やむを得ない事情（自身的体調不良、3親等以内の葬儀、災害時等）と認められた場合は翌年の補講対象となります。また、次の場合には研修向上委員会で協議し、受講中止や修了証明書が交付できない場合がありますのでご注意ください。

- ・他の受講生の迷惑になる行為があった場合
- ・受講中のメール応対や通話があった場合
- ・受講態度が明らかに悪い場合
- ・提出書類に不備不正があった場合 等

※修了証明書の原本はご自身で大切に保管してください。

15. 注意事項

- (1) 応募状況により、会場や日程が変更になる場合がありますのでご了承ください。
- (2) 災害などのやむを得ない理由により、急遽日程などが変更になることもあります。

変更が生じた際は茨城県介護支援専門員協会のホームページにてお知らせいたしますので各受講日の前に必ずご確認ください。

16. お問い合わせ

お問い合わせは、必ずEメール、FAXでお願いいたします。

応募者が多数のため、お電話によるお問い合わせは、お受けできません。ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。数日内には返信させていただきます。

*質問内容によって、問い合わせ先が異なります。

研修に関するお問い合わせ先

一般社団法人 茨城県介護支援専門員協会 事務局

FAX 029-243-6264

Eメール ibarakicare1@carrot.ocn.ne.jp

登録の現状・登録地の移転・受講地変更に関するお問い合わせ先

茨城県福祉部 長寿福祉課

FAX 029-301-3348

Eメール care1@pref.ibaraki.lg.jp

17. 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営及び専門員証の交付業務以外の目的に利用することはありません。

18. 身体障害者等に対する受講の特別措置について

必要な場合は、「申込書」の記入欄に○印を付け、簡潔に記入して下さい。

19. 更新申請について（取扱い：茨城県福祉部 長寿福祉課）

研修を修了しただけでは専門員証の有効期間を更新できません。専門員証の更新申請を行って下さい。更新手続きには最大2ヶ月程度かかる場合がありますので、早めに申請してください。（申請時期によって有効期間が変わることはありません。）

なお、有効期間が切れた後の更新はできませんのでご注意ください。

よくある質問（開催通知において）

Q 1 どの研修を受ければよいかわからない。

8ページの研修受講フローチャートで確認してください。

Q 2 専門研修課程Ⅱ・更新研修は受けなければならないか？

現在介護支援専門員として業務についている方や、現在の証の有効期間内において、1度でも実務経験のある場合は、受講してください。なお、専門Ⅱと更新研修のカリキュラムは同じですが、有効期間満了日から1年未満の受講の場合は更新研修の扱いになります。

受講されない場合は、介護支援専門員証（以下「専門員証」といいます）の更新ができず、介護支援専門員として業務に就くことはできません。

Q 3 更新までに1年以上ある場合は今期は受講しなくてもよいか？

来年度の実施時期が未定のため、令和5年12月末までに有効期間が満了する方は今期に受講してください。

Q 4 専門研修課程Ⅰ・Ⅱは受講済みだが、更新研修は受ける必要があるか？

平成18年度介護保険法の改正により、専門員証の更新制度が設けられました。専門員証を更新するには更新研修を受けなければなりません。しかし、実務従事者は、更新研修の課程に相当する研修（現任の介護支援専門員向けの専門研修課程Ⅰ・専門研修課程Ⅱ）を修了していれば、更新研修の受講は免除されます。（法69条の8第2項のただし書）

Q 5 専門研修課程Ⅰ・Ⅱの修了証明書を紛失してしまいました。再発行は可能ですか？

修了証明書の再発行はできません。しかし、修了証明書を発行したという証明書は出すことができます。なお証明書の発行については下記にお問い合わせください。

【受講年度】平成21年～　茨城県介護支援専門員協会(029-243-6261)

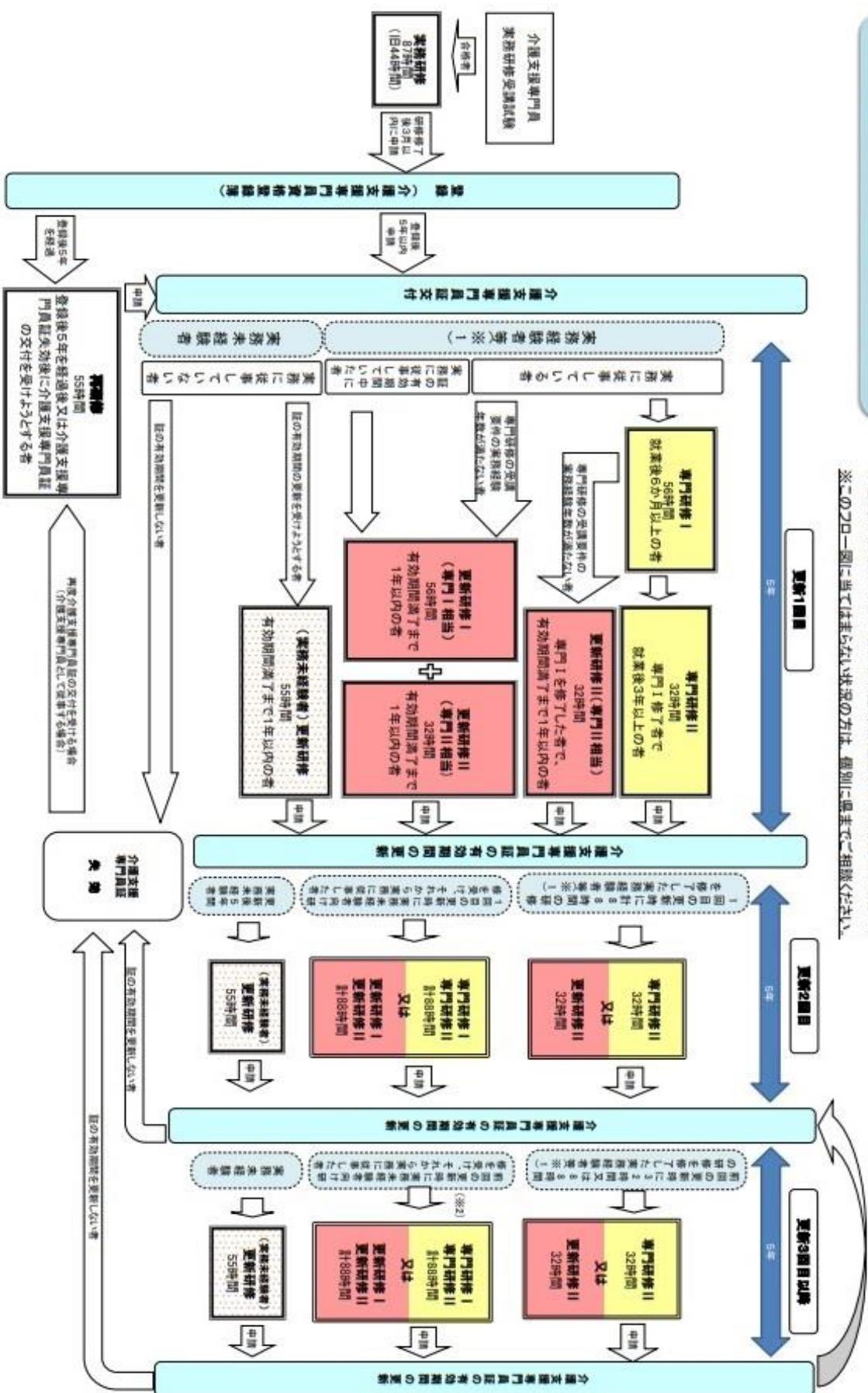
Q 6 勤務地が茨城県、介護支援専門員登録地が他県の場合は、茨城県で更新研修を受講できるか？

原則登録地での受講となります。茨城県での受講を希望する場合は、登録の移転を申請して下さい。ただし、やむ得ない理由があるときは、受講地変更の手続きを行い、茨城県で受講することも可能です。手続きについては実施要項の「9 登録の移転及び受講地の変更について4ページ」を参照のうえ、登録地の担当課にご相談ください。

介護支援専門員 研修受講フローチャート

※主任研修及び主任更新研修は除く。
※登録が茨城県でない場合は、登録都道府県にお問合せください。

令和2年4月1日現在



- (※1) 実務経験者は、介護支援専門員登録の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者をいう。ただし、実務経験が浅い方（概ね6ヶ月以下）は更新研修（実務未経験者）の受講も可能。
- (※2) 前々回に専門研修Ⅰまたは更新研修Ⅰを修了している場合は、専門研修Ⅱまたは更新研修Ⅱの修了で更新可能。

**令和4年度 茨城県介護支援専門員研修
専門Ⅱ・(実務経験者) 更新研修Ⅱ日程表**

1日目	視聴時間	研修内容
Web 学習 (講義動画視聴)	4 時間	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開等

※Web 学習の詳細は受講決定通知にてお知らせいたします

2～8日目「ケアマネジメントにおける実践事例の研究および発表」演習

※各演習日前に講義動画視聴（1～2時間）があります

オンライン (Zoomミーティング)	班	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	1班	8/23AM	8/24AM	8/30AM	8/31AM	9/6AM	9/7AM	9/20AM
	2班	8/23PM	8/24PM	8/30PM	8/31PM	9/6PM	9/7PM	9/20PM
	3班	8/25AM	8/26AM	9/1AM	9/2AM	9/8AM	9/9AM	9/21AM
	4班	8/25PM	8/26PM	9/1PM	9/2PM	9/8PM	9/9PM	9/21PM
	5班	9/13AM	9/14AM	9/26AM	9/27AM	10/4AM	10/5AM	10/18AM
	6班	9/13PM	9/14PM	9/26PM	9/27PM	10/4PM	10/5PM	10/18PM
	7班	9/15AM	9/16AM	9/28AM	10/1AM	10/12AM	10/15AM	10/19AM
	8班	9/15PM	9/16PM	9/28PM	10/1PM	10/12PM	10/15PM	10/19PM
	9班	10/24AM	10/25AM	11/1AM	11/2AM	11/15AM	11/16AM	11/22AM
	10班	10/24PM	10/25PM	11/1PM	11/2PM	11/15PM	11/16PM	11/22PM
	11班	10/26AM	10/29AM	11/10AM	11/11AM	11/17AM	11/18AM	11/24AM
	12班	10/26PM	10/29PM	11/10PM	11/11PM	11/17PM	11/18PM	11/24PM
参集	13班	11/4AM	11/4PM	11/21AM	11/21PM	11/25AM	11/25PM	12/2PM

※2～7日目の研修時間は下記の予定です。

AMは9：30～12：00（受付9:00～）、PMは14：00～16：30（受付13：30～）、13班は10：00～16：00（受付9：10～）。

8日目の研修時間は下記の予定です。

AMは9：30～12：30（受付9:00～）、PMは14：00～17：00（受付13：30～）、13班は10：00～13：00（受付9：10～）。

※研修時間は変更になる場合もありますのでご了承ください。

13班は参集班ですので受付で検温、手指消毒、マスク着用等の感染防止策を徹底していただきます。また、状況によっては途中で中断することもありますのでご了承ください。

茨城県介護支援専門員 専門研修Ⅱ・(実務経験者) 更新研修Ⅱカリキュラム

※演習時間はホームワークを含めた目安の時間です。

科目	目的	内容	時間数
○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の改正等の最新状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題に関する講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。 ・利用者やその家族を支援する上で関連する最新の制度、動向及び社会資源に関する講義を行う。 ・介護保険制度や介護支援専門員を取り巻く状況など現状で課題となっている事項に関する講義を行う。 	講義 4 時間
○ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 ・リハビリテーション及び福祉用具活用に関する事例	リハビリテーションや福祉用具等の活用事例を用いて演習等を行うことにより、リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られたリハビリテーションや福祉用具等の活用に係る示唆、留意点を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当しているリハビリテーション福祉用具等を組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たって重要な関連知識や歯科医師、リハビリテーション専門職等との連携方法に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	講義 及び 演習 4 時間
・看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた看護サービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している看護サービスを組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・看取り等を含む看護サービスを活用するに当たって重要な各種知識や医師、看護師等との連携方法に関する講義を行う。 ・看取り等を含む看護サービスを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	講義 及び 演習 4 時間
・認知症に関する事例	認知症に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、認知症に関する知識及び認知症の要介護者等に有効なサービスを活用した効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた認知症の要介護者等に対して有効なサービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している認知症である要介護者等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・認知症の要介護者等及び家族を支援するに当たり重要な各種知識及び医療職をはじめとする多職種や地域住民との連携方法に関する講義を行う。 ・認知症である要介護者等の支援方法を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	講義 及び 演習 4 時間
・入退院時等における医療との連携に関する事例	入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、医療との連携に必要な知識及び医療との連携を踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している入退院時等におけるケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができ 	講義 及び 演習 4 時間

	<p>また、演習等で得られた入退院時における医療との連携に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p>	<p>る知識・技術を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退院時の支援に当たり重要となる各種知識や医療職をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。 ・入退院時のケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	
・家族への支援の視点が必要な事例	<p>家族への支援の視点が特に必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、家族への支援の視点も踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた家族への支援に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している家族支援が特に必要なケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・家族に対する支援に当たり重要となる各種知識や関係機関、地域住民をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。 ・家族支援が必要なケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	講 義 及 び 演 習 4 時 間
・社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	<p>社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、利用者が活用することができる制度に関する知識及び関係機関等との連携を踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた社会資源の活用に向けた関係機関との連携に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している他の制度（生活保護制度、成年後見制度等）を活用している事例、インフォーマルサービスを提供する事業者との連携が必要な事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・他の制度を活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関、多職種との連携方法に関する講義を行う。 ・他の制度を活用するケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	講 義 及 び 演 習 4 時 間
・状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	<p>状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、介護保険で提供される地域密着型サービス等の活用に係る知識及びケアマネジメントの手法を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している地域密着型サービス等の多様なサービスを活用している事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関・介護サービス事業者との連携方法に関する講義を行う。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	講 義 及 び 演 習 4 時 間

＜介護支援専門員 専門研修Ⅱ・（実務経験者）更新研修Ⅱ＞

質問票

研修について：FAX 029-243-6264

(一般社団法人茨城県介護支援専門員協会 介護支援専門員研修係)

登録の現状・登録地の移転・受講地の変更について：

FAX 029-301-3348 (茨城県福祉部 長寿福祉課)

質問内容

連絡先

氏名 _____ 介護支援専門員登録番号 _____

事業所名 _____

住所 _____ (*日中連絡がつく番号を記載願います。)

FAX _____ TEL _____

メールアドレス _____

**令和4年度茨城県介護支援専門員
専門研修Ⅱ・更新研修Ⅱ受講申込書**

* 框内を記入または該当するところに○をつけてください。

* 修了証明書に関係しますので、手書きの場合は楷書ではっきりと記入してください。

※記入漏れなどがありますと希望班での受講が出来ないことがありますのでご注意ください。

令和4年 月 日

介護支援専門員 証登録番号(8桁)				有効期間 満了日		平成 年月日 令和		
ふりがな				生年月日		昭和 年月日 平成 () 歳		
氏名								
自宅住所		〒 -		性別	男 ・ 女	自宅電話 ()		
								携帯電話 ()
登録地		都・道・府・県		基礎資格 (下記参照)				
所属 事業所名				事業所 電話番号		()		
身体障害者等に対する特別措置の申請の有無				無・有 (内容をお書きください)				
介護支援専門員 の実務に従事し た期間 ※		従事期間 年 か月						
※介護支援専門員として従事した期間を記入してください。								
受講 希望 班	第一希望	1班 2班 3班 4班 5班 6班 7班 8班 9班 10班 11班 12班 13班 (参集班)						
	第二希望	1班 2班 3班 4班 5班 6班 7班 8班 9班 10班 11班 12班 13班 (参集班)						
	第三希望	1班 2班 3班 4班 5班 6班 7班 8班 9班 10班 11班 12班 13班 (参集班)						
提出事例の希望テーマ ※下記A~Gの英字を記入		第1 希望	第2 希望	第3 希望	第4 希望	第5 希望	第6 希望	第7 希望
A:リハビリに関する領域 B:看取りに関する領域 C:認知症に関する領域 D:入退院に関する領域 E:家族への支援に関する領域 F:社会資源に関する領域 G:状態に応じた多様なサービスに関する領域								
基礎資格(重複回答可) 右上欄に記載してください		①介護福祉士 ②社会福祉士 ③看護師 ④准看護師 ⑤保健師 ⑥医師 ⑦歯科医師 ⑧理学療法士 ⑨作業療法士 ⑩言語聴覚士 ⑪薬剤師 ⑫管理栄養士 ⑬歯科衛生士 ⑭その他()						